

(2) 尾木直樹委員長は、調査委員のちょっとした一言で記憶のすり替えが起きる可能性があることを一切考慮していない。

(3) 尾木直樹委員長は、様々な誤解や食い違いが生じる可能性を一切考慮していない。

(4) 弁護士以外の代理人には連絡を控えるなどと言って、事案の内容、子供の証言、性格、特徴などを知る親以外の大人（代理人）を排除し、金銭的にも精神的にも余裕のない子供たちに追い打ちをかけている。

3 尾木直樹委員長の対応の危険性

(1) 上記対応の誤りによって、誤った事実認定をしてしまう危険性がある。

(2) 誤った事実認定が、更生の機会を著しく損なわせてしまう危険性がある。

(3) 誤った対応や誤った事実認定により、協力した結果、またしても裏切られたという思いを、壮絶なネットリンチを受けた関係生徒に抱かせる危険性がある（関係生徒等は、文春オンラインの取材を受けた結果、悪意に満ちた記事を書かれ、深く傷ついている）。

(4) 弁護士を雇える者だけが、安心安全な聞き取り調査を受けることができるという差別的な環境を作り上げてしまうと、誤った事実認定がなされる危険性が更に上がる。

令和5年6月19日から7月4日まで陳情内容についてオンライン署名を集めたところ、140名の賛同を得た。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

陳情事項

1 再調査委員会は、関係生徒に対する聞き取り調査時の弁護士以外の代理人の同席を認めること。

2 再調査委員会は、弁護士以外の代理人と連絡調整すること。

3 1, 2について認められない場合、なぜ弁護士以外の代理人の同席が認められないかの理由について開示すること。